令和6年度離島デジタル広報・販売スキル向上事業に係る質問と回答

令和6年3月7日

令和6年3月6日までにいただいた質問について、以下のとおり回答いたします。

No	質問内容	関連する仕様書等の記載箇所	回答
1	「別途定める要件」を具体的にお伺いできますでしょうか。 例えば、受託事業者が運営するEC・0 TAサイトへこれまで掲載されていなかった商品およびプランなどを掲載するなどした場合は実績として扱えるのでしょうか。	5 成果目標等について (2) 本事業の取り組みによりデジタル媒体に商品掲載できた事業者数の割合が70%以上 ※EC・OTA サイトへ初めて商品を掲載した事業者以外の事業者については、別途定める要件を満たした場合に限り実績として扱うものとする。	要件は、別紙のとおりとする予定である。ただし、選定された企画提案の内容等を踏まえ、要件を見直す場合がある。
2	例えば類似する行政事業にて採用されたOTA・ECなどを活用する事であれば「大手EC・OTA」という条件を満たす事はできるのでしょうか?	7 実施にあたっての留意事項 (4) 商品を販売するプラットフォームは、効果的な集客を図るという観点から原則として大手EC・OTAサイトを利用すること。	仕様においては、楽天やYahooショッピング、じゃらん等の国内大手のEC・0TAサイトを想定しているが、県内事業者の商品の掲載数が多いEC・OTAサイトについては、効率的な集客が期待できるものであれば当該EC・OTAサイトの利用を可とする。 ただし、大手EC・OTAサイトの利用を希望する離島事業者がいる場合には、その希望に沿った支援を行うことができる支援内容とすること。また、販売実績の増加が本事業における支援の最

			終目標であることを踏まえると、当該 サイトと連携して取り組むことで、離 島事業者の効果的な販売促進が見込め ることについて合理的な説明ができる ものでなければならないことから、企 画提案書にその旨の説明や当該サイト との具体的な連携内容等を記載するこ と。
3	受託事業者が保有しているEC・OTAを利用する際の利用料や手数料等は離島事業者の自己負担であれば受託事業者が得る事はできるのでしょうか?もしくは、利用料や手数料等を無料とし受託事業者が利益を得ないという条件で可能でしょうか?	(5) 商品掲載をするにあたり、EC・OT Aサイトへ支払う手数料等は、原則、販売者(離島事業者)の自己負担とすること。	受託事業者が保有しているEC・OTAサイト(以下「自社媒体」という。から別用料等者が保有している場合には、受託事業者が利益をでいる場合には、受託事業者が利益を得るという条件で可能ではある。をおけることを得ないますがある。をはいまれば、あいる場合では、あいる場合では、あいるとは、ないは、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには、ないには

	にその旨の説明や自社媒体との具体的
	な連携内容等を記載すること。
	な理携内谷寺を記載りること。

離島デジタル広報・販売スキル向上事業における実績要件について

本事業に係る委託業務仕様書 5 (2)の「本事業の取り組みによりWebやSNS等に商品掲載できた事業者数」の実績の要件について、EC・OTAサイトへ初めて商品を掲載した事業者以外の事業者については、以下の要件のいずれかを満たす場合に限り実績に計上することができるものとする。

- 1 SNSへの商品掲載を初めて実施した離島事業者であって、掲載後において販売実績を有するもの
- 2 SNSへの商品掲載を実施している離島事業者であって、一定回数以上の講座を受講し、掲載記事の添削指導を受けた上でSNSサイトへの商品掲載を実施し、かつ、掲載後において販売実績を有するもの
- 3 一定回数以上の講座を受講し、掲載記事の添削指導を受けた上でEC・OTAサイトへの商品掲載を実施したもの
 - ※参加申込日においてEC・OTAサイト又はSNSへの掲載を1年以上休止している事業者は、初めて実施した事業者とみなす。
 - ※販売実績は、SNSに掲載した商品だけでなく、事業者が販売している全商品の実績をいう。